

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認ください。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	
JSA	03 適合性評価	制定	Q0036	定性的特性を備えた標準物質の生産に関する手法	Approaches for the production of reference materials with qualitative properties	この規格は、2024年にISO 33406が発行されたことにより、これに対応したJISを制定する。 これまで標準物質は、主に純度、濃度や含量といった数値化できる特性評価の基準として多く活用されてきた。 近年、DNAの配列、微生物の種類、色、においなど、数値によって表すことが難しい定性的特性を確認するための基準として、標準物質の重要性が急速に高まっている。また、JIS Q 17034(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)の対応国際規格であるISO 17034改訂作業の重要な論点の一つにも、定性的特性値を持つ標準物質生産に関わる要求事項の導入が挙げられている。 ISO 33406はこのような定性的特性を持つ標準物質の生産に関わる国際規格であり、国内においてもこの状況に対応するため、対応国際規格に整合した規格の制定が必要である。	JIS Q 17034の要求事項を踏まえ、定性的特性をもつ標準物質の基準が明確化されることにより、この規格に従って作られた物質への信頼性の向上に寄与する。また、国際規格に整合しているため、日本の製品や技術が世界中で認められやすくなり、国際的な共同研究や取引がスムーズになる。また、各分野の研究開発や品質管理にも重要な指針を示し、技術開発に貢献する。 これらによって、標準物質の実用性や信頼性の向上、標準物質の健全な生産・流通、国際貿易の円滑化などにつながる事が期待される。	主な規定項目は、次の通り。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・定性的特性 ・値付け(定性的な値の付け方) ・定性的決定に対する計量計測トレーサビリティの適用 ・定性値に対する測定不確かさ及び信頼性 ・統計的方法の選択に関する一般考慮事項 ・均質性の評価 ・安定性の評価 ・コンピュータビリティ評価	—	ISO 33406:2024 Approaches for the production of reference materials with qualitative properties	IDT	第2条の該当号: 2(生産に関する作業方法)	対象事項: 鉱工業品(標準物質)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野(化学分析の基準として分析結果の信頼性を支える基礎的な物質、かつ多種多様な分野に横断的にまたがる社会インフラ)	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	03 適合性評価	改正	Q0035	標準物質―値付け並びに均質性及び安定性の評価のためのアプローチ (現行名称:標準物質―値付け並びに均質性及び安定性の評価に関する手引)	Reference materials – Approaches for characterization and assessment of homogeneity and stability (現行名称:Reference materials – Guidance for characterization and assessment of homogeneity and stability)	この規格の対応国際規格であったISO Guide 35がISO 33405:2024として改訂されたことに伴い、これに対応したJISの改正を行う。 JIS Q 17034(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)に基づく標準物質生産の実務において、標準物質の特性評価並びに均質性及び安定性の評価に関する技術的要求事項を参照すべき技術的文書の必要性は高い。 さらに、試験所におけるJIS Q 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)及びISO 15189(臨床検査室―品質と能力に関する要求事項)の利用の増加によって、計量計測トレーサビリティの明確な表明に対する要求が高まっている。 これらの状況に対応し、国際的に合意された最新の枠組みを国内規格として明確に位置づけるため、対応国際規格に整合した改正が必要である。	JIS Q 17034に沿った均質性、安定性及び値付け試験の可能な計画の具体例を示すことにより、プロセスがさらに明確化し、安定した品質の維持に貢献する。また、RMの生産における計量計測トレーサビリティの確立に関する具体的な規定事項も含むことにより、国際的な基準の比較も可能となる。 これらによって、標準物質の品質が維持され、その結果、標準物質の実用性や信頼性の向上、標準物質の健全な生産・流通、分析結果の信頼性の向上、国際貿易の円滑化などにつながることを期待される。	主な改正点は、次の通り。 ・ガイドから規格に改訂されたことに伴い、規格名称を変更する。 ・引用規格において、JIS Q 17034を追加し、JIS Q 17034 に沿った均質性、安定性及び値付け試験の可能なデザインの例について示す。 ・用語及び定義において、JIS Q 0030を引用することとし、JIS Q 0030で定義されている用語との重複を解消する。 ・標準物質の生産のプロジェクト計画の段階に、「包装及びラベル付け」や「計画された寿命」を追加する。 ・繰返しバッチ生産における安定性の実験を伴う試験において、旧規格での二つのバッチでの検証から、三つのバッチでの検証に見直す。 ・加速安定性試験のメリットとデメリットを整理し、追記する。 ・値付けする名義的性質の特性に「同一性」を追加する。	—	ISO 33405:2024 Reference materials – Approaches for characterization and assessment of homogeneity and stability	IDT	第2条の該当号: 2(生産に関する作業方法) 対象事項: 鉱工業品(標準物質)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野(化学分析の基準として分析結果の信頼性を支える基礎的な物質、かつ多種多様な分野に横断的にまたがる社会インフラ)	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月
JSA	03 適合性評価	改正	Q17020	適合性評価―検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項	Conformity assessment – Requirements for bodies performing inspection	JIS Q 17020は、検査を実施する機関の能力、並びにその検査活動における公平性及び一貫性に関する要求事項を規定するものである。検査機関の能力の継続的な信頼性は、規制当局や産業界のみならず一般消費者を含む検査結果を利用するすべての利害関係者にとって不可欠である。近年、製品認証など他の適合性評価活動に関しても検査の果たす役割はより一層重要性を増している。 ISO/IEC 17020は、規格の運用における解釈の統一を図るべく、適合性評価分野における最新の用語及び概念の反映、適合性評価機関に対する共通的な要求事項の採用、並びに独立性の分類に関する論理構成の見直しなどを行い、2026年に改訂された。我が国においても、検査機関の能力及び検査結果に対する信頼性の確保とともに、国際規格との整合性が社会的にも求められている。このため、国際規格の改定を踏まえ、JISを改正する必要がある。	本改正により、検査機関に対する一般的要求事項の明確化及び最新化を図ることで、規格解釈の共通化や検査機関の統一的な運営が促進され、検査業務の効率化や検査結果の信頼性向上が期待される。また、改正後のJISが検査機関の認定に用いられることにより、検査機関の能力の適格性及び検査活動の公平性が最新の国際規格に基づき客観的に示され、検査機関を選定する際の有効な指標となるとともに、国際的な商取引における検査結果の活用を可能とし、我が国産業の合理化及び円滑な国際取引の促進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・検査機関の独立性の分類の合理性を見直し、タイプAおよびタイプ非Aの分類に変更 ・共通的な理解のために、「項目」および「顧客」の定義を追加 ・データおよび情報の管理、ならびにリスクと機会に対処するための措置に関する新たな細分箇条を追加 ・適合性評価機関に対する要求事項の共通要素の採用 ・リスクベースの考え方にに基づき、規定要求事項の一部を性能ベースの要求事項に置換 ・プロセス、手順、文書化された情報および組織の責任に関する要求事項について、実際のな運用を考慮した柔軟性の向上	—	ISO/IEC 17020:2026 Conformity assessment – Requirements for bodies performing inspection	IDT	第2条の該当号: 13(提供に必要な能力) 対象事項: 役務(検査)	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	03 適合性評価	改正	Q17024	適合性評価－要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項	Conformity assessment — General requirements for bodies operating certification of persons	JIS Q 17024は、要員の認証を行う機関の能力、並びにその認証活動における公平性及び一貫性に関する要求事項を規定するものである。要員認証機関の能力の継続的な信頼性は、規制当局や産業界のみならず要員認証の結果を利用するすべての利害関係者にとって不可欠である。 ISO/IEC 17024は、規格の運用における解釈の統一を図るべく、適合性評価分野における最新の用語及び概念の反映、適合性評価機関に対する共通的な要求事項の採用、並びに情報技術の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大等を背景として社会的ニーズが高まったAIやリモート方式を活用した試験の実施に関する考え方を取り入れ、2026年に改訂された。我が国においても、要員認証機関の能力及び要員認証結果に対する信頼性を確保するとともに、国際規格との整合性が社会的にも求められている。このため、国際規格の改定を踏まえ、JISを改正する必要がある。	本改正により、要員認証機関に対する一般的要求事項について、適合性評価機関としての共通的に求められる要素を明確化するとともに、情報技術の進展や社会環境の変化を踏まえ、AIやリモート方式を活用した最新の試験方式を含めた内容へと拡充を図ることにより、要員認証の適正性及び信頼性向上並びに要員認証業務の効率化の促進が期待される。また、改正後のJISが要員認証機関の認定に用いられることにより、要員認証機関の能力の適格性及び要員認証活動の公平性が最新の国際規格に基づき客観的に示され、要員認証の結果を要員の力量を示す根拠として活用するとともに、力量管理や選定指標とすることを可能とし、我が国産業の合理化及び円滑な国際取引の促進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適合性評価分野の最新の用語定義の採用や要員認証の固有の用語定義の拡充のため、用語及び定義の追加・変更 ・6.5項に人工知能 (AI) の使用に関する要求事項の追加 ・適合性評価機関に対する要求事項の共通要素の採用	—	ISO/IEC 17024:2026 Conformity assessment — General requirements for bodies operating certification of persons	IDT	第2条の該当号： 13 (提供に必要な能力) 対象事項： 役務 (要員の認証)	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、オ 欠点： いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月
JSA	03 適合性評価	改正	Q17065	適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項	Conformity assessment — Requirements for bodies certifying products, processes and services	JIS Q 17065は、製品認証を行う機関の能力、並びにその認証活動における公平性及び一貫性に関する要求事項を規定するものである。我が国においては、JISマーク及びJASマークに係る公的制度における認証機関の登録や、民間における第三者認証機関の認定において、認証機関に対する基準として幅広く活用されており、公正な評価が求められる多様な産業分野において、認証制度の透明性を確保し製品認証に対する信頼性を支える基盤となる重要な規格である。 ISO/IEC 17065は、規格の運用における解釈の統一を図るべく、適合性評価分野における最新の用語及び概念の反映、並びに適合性評価機関に対する共通的な要求事項の採用により、2026年に改訂される予定である。我が国においても、製品認証機関の能力及び製品認証結果に対する信頼性を確保するとともに、国際規格との整合性が社会的にも求められている。このため、国際規格の改定を踏まえ、JISを改正する必要がある。	本改正により、製品認証機関に対する一般的要求事項について、適合性評価機関としての共通的に求められる要素を明確化するとともに、参照する規格の最新化により、社会情勢や制度環境の変化への対応が進み、製品認証の適正性及び信頼性向上が期待される。また、改正後のJISが製品認証機関の認定に用いられることにより、製品認証機関の能力の適格性及び製品認証活動の公平性が最新の国際規格に基づき客観的に示され、製品認証結果を活用するための基盤を強化するものであり、我が国産業の合理化や及び円滑な国際取引の促進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適合性評価分野の最新の用語定義の採用のため、用語及び定義の変更 ・適合性評価機関に対する要求事項の共通要素の採用 ・引用規格及び参考文献の最新化	—	ISO/IEC 17065:2026 Conformity assessment — Requirements for bodies certifying products, processes and services (予定)	IDT	第2条の該当号： 13 (提供に必要な能力) 対象事項： 役務 (製品、プロセス及びサービスの認証)	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目 又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	03 適合性評価	改正	Q17067	適合性評価－認証スキームの基礎及び指針 (現行名称:適合性評価－製品認証の基礎及び製品認証スキームのための指針)	Conformity assessment－ Fundamentals of and guidelines for conformity assessment schemes (2012年版: Conformity assessment－ Fundamentals of product certification and guidelines for product certification schemes)	JIS Q 17067は、製品認証の基礎を規定するとともに、製品、プロセス及びサービスに関する認証スキームの理解、開発、運用及び維持のための指針を示す規格である。 ISO/IEC 17067は、近年における適合性評価の種類及び対象の拡大並びに認証スキームの構築に関する汎用的な指針に対する社会的ニーズの高まりを踏まえ、従来の製品認証に限定した枠組から適合性評価全体を対象とする認証スキームの基礎及び指針へと規格の適用範囲を拡大し、2026年に改訂される予定である。 我が国においても、社会の安心・安全等を支える基盤として適合性評価制度の活用がより一層重要となる中で、認証スキームの設計及び運用に関する汎用的な指針の整備並びに認証スキームに関する国際的に共通した概念の理解の促進が社会的に求められている。このため、国際規格の改定を踏まえ、JISを改正する必要がある。	本改正により、適合性評価の種類を問わず、適合性評価スキームの基本的な在り方に関する国際的に共通した概念の普及・浸透が促進されることが期待される。また、改正後のJISが新興分野を含む多様な産業分野における適合性評価制度の構築を支援する実用的かつ汎用的な指針として、規制当局及び産業界において幅広く活用されることにより、国際規格との整合性が確保された適合性評価制度の構築に資することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適合性評価スキーム全般を対象とするため、適用範囲を拡大 ・適用範囲の拡大を反映して、規格タイトルを変更 ・対象を適合性評価スキーム全般として、各箇条の記載を改訂 ・特定の適合性評価スキーム(例:製品認証スキーム)に関する内容についての箇条を追加	－	ISO/IEC 17067:2026 Conformity assessment－ Fundamentals of and guidelines for conformity assessment schemes(予定)	IDT	第2条の該当号: 10(内容) 対象事項: 役務(通則的適合性評価)	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	－	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月
JSA	03 適合性評価	改正	Q19011	マネジメントシステム監査のための指針	Guidelines for auditing management systems	多くの組織は、品質、環境をはじめとする複数のマネジメントシステム規格を基に管理体制を構築・運用しており、その内部監査及び外部監査において、分野を問わない汎用的かつ実用的な指針としてJIS Q 19011を活用している。また、マネジメントシステムの適合性評価制度においては、認証機関や要員認証機関が監査員の育成及び評価を行う際にも本JISは活用されており、その利用者は多岐にわたる。さらに、JIS Q 19011は、機器の適合性評価の相互承認に係る法令にも引用されており、我が国の円滑な国際貿易を支える基盤のひとつとなっている。 ISO 19011は、近年の情報通信技術の発展等を背景として、マネジメントシステム監査におけるリモート監査手法の活用が進展している社会情勢に対応するため、リモート監査手法に関する指針の拡充を目的に改定された。 我が国においても、マネジメントシステム監査におけるリモート監査手法は監査の効率化及び柔軟な実施を可能とする手法として活用が進んでおり、その具体的な適用に関する指針の整備が求められている。このため、国際規格の改定を踏まえ、JISを改正する必要がある。	本改正により、最新の国際規格と整合し、マネジメント監査においてリモート監査手法にも対応した指針として一層充実することで、監査の効率的かつ柔軟な実施が促進されることが期待される。また、適合性評価結果の相互承認に係る法令に引用される規格の内容が最新の国際規格と整合されることにより、国際的な商取引における適合性評価結果の活用の円滑化に資することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・リモート監査方法についての共通の理解を促進するため、用語の定義の追加 ・近年のリモート監査方法の活用に合わせた、リモート監査方法及び仮想的な場所に関する監査の手引の拡張	－	ISO 19011:2018 Guidelines for auditing management systems	IDT	第2条の該当号: 14(経営管理(マネジメントシステムの監査)の方法) 対象事項: 事業者の	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	－	1	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月